



基安労発 0629 第 2 号  
平成 27 年 6 月 29 日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生長

平成 27 年度夏季の電力需給対策を受けた事務所・作業場の室内温度等の取扱いについて

平成 27 年 5 月 22 日に、「電力需給に関する検討会合」が開催され、2015 年度（平成 27 年度）の夏季の電力需給見通しについて、経済産業省の「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会」の下に設置された「電力需給検証小委員会」での第三者の専門家による検証結果を踏まえて、国民生活及び経済活動への影響を極力回避するよう配慮した上で、「2015 年度夏季の電力需給対策について」（以下「電力需給対策」という。）が取りまとめられたところです（別添 1 参照）。

電力需給対策では、9 電力管内（北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、関西電力、北陸電力、中国電力、四国電力及び九州電力）において、平成 27 年 7 月 1 日（水）から平成 27 年 9 月 30 日（水）までの平日（ただし、8 月 13 日（木）及び 14 日（金）を除く）の 9:00 から 20:00 までの時間帯に数値目標を設けない節電要請をしているところです。

電力需給対策で事業者向けに具体的に提示された「節電メニュー（別添 2 参照）」のうち、事務所の室温、照明及び空調に関する内容と、事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号。以下「事務所則」という。）等に規定されている事業者が講ずべき措置等との関係は、下記のとおりですので、貴団体会員等各位に対し、周知方ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 事務所の室内温度について

事務所の室内温度については、事務所則第 5 条第 3 項により、事務所に空気調和設備を設けている場合は、室内の温度が 28 度以下になるよう努めなければならないとされている。また、電力需給対策の 2 の（1）の①中においても、「熱中症等への健康被害に対して、配慮を行う。」と記載されていることから、上記対策に基づく電力抑制のため室内

温度を引き上げる場合には、まずは28度を上限とするよう努めること。さらに電力抑制のために事業者の自主的な取組の一つとして室内温度を28度よりも引き上げることも考えられるが、その場合には、職場における熱中症を予防するため、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく熱中症予防対策を、当該事業場において講じること。

なお、平成27年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施については、平成27年5月14日付け基安発0514第2号により示しているので、参考にすること。

## 2 事務所その他の屋内作業の照度について

事務所の作業面の照度については、事務所則第10条第1項に定められているところであるが、事務作業を行う際の照度を電力抑制のために暗くする場合であっても、労働者の心身の負担を軽減するため、作業面の照度は、作業の区分にかかわらず、精密な作業の場合の規制値である300ルクス以上とすることが望ましいこと。また、VDT (Visual Display Terminals) 作業を行う者については、平成14年4月5日付け基発第0405001号「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の3の(1)についても留意すること。

また、製造業の作業場など、事務所則の適用のない屋内作業場においては、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第3編第4章の規定が適用され、作業面の照度の基準は、安衛則第604条に定めているところであるが、作業を行う際の照度を電力抑制のために暗くする場合であっても、労働者の心身の負担を軽減するため、作業面の照度は、作業の区分にかかわらず、精密な作業の場合の規制値である300ルクス以上とすることが望ましいこと。

## 3 事務所の換気について

事務所の換気については、空気調和設備又は機械換気設備の運転に当たり、過度な換気による電力消費及び冷房効率低下を抑制するために、外気に対する還流空気の混合比を大きくしようとするときは、室内の二酸化炭素の濃度が、事務所則第5条第1項第2号で定める基準（1,000ppm以下）に適合する範囲で調整すること。